

エステティックサービス契約書

サ ロ ン 控

裏面の約款に基づき以下のとおり契約を締結します。

個人情報の取り扱いについて
お客様よりお預かりした情報は、当サロンにて管理し、
他の目的には一切使用いたしません。

契約日	年	月	日	会員番号
契約期間	年	月	日	～ 年 月 日

ご契約者(甲)	お名前	(フリガナ)			生年月日:		
					年 月 日 (歳)		
	ご住所	〒 - 都 道 郡 市 区			☎ - -		
	お仕事	無職 主婦 学生 勤務 自営	名称 所在地	〒 -	☎ - -		
連絡先: ご自宅 勤務先 その他 ()							

施 術 内 容	施術内容明細(コース名)	回数	1回あたりの 施術時間	総時間数	価 格				
					単価	料 金			
					¥				
					¥				
					¥				
					¥				
	合 計				小計	¥			
割 引	割 引 明 細				割引金額				
					¥				
					¥				
				小計	¥				
合 計 金 額					¥				

備考

料 金 支 払 方 法	(1) 現金支払い	年 月 日 (¥)	
	(2) サロン分割払い	金額 ¥ () うち、手数料 ¥ ()	
	(3) クレジット支払い	: 年 月 日 申込	
	信販会社名 () 申込番号 () 支払回数 ()		
金額 ¥ () うち、手数料 ¥ ()			
中途解除時のクレジットの支払い停止等については、クレジット会社の契約書をご覧ください。(抗弁権の接続)			
前払金の保全措置はありませんので、ご了承ください。		契約書受領日	契約書受領印
		月 日	Ⓜ

上記内容にて確かにお受け致しました。

(乙) 会社名
代表者名
所在地

電話番号

店舗名:
店舗住所:

電話番号:
担当者:

エステティックサービス契約書約款

- 第1条 お客様(以下「甲」といいます。)は、本契約書記載の内容を承諾の上、本日当サロン(以下「乙」といいます。)に対し、エステティックサービスの申込みを行い、乙は甲の申込みを承諾しました。
2. 甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、親権者の同意を確認した上で本契約の成立とします。(本契約書に親権者の同意書を添付していただきます。)
3. 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払い契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。
- 第2条 乙は、甲に対し、乙の定めるエステティックサービスの中から甲が選択するサービスを、契約書記載の対価・回数・施術時間により行うものとします。
2. 乙は、甲に対するサービスの提供の記録を作成し、その記録を常備するものとします。
- 第3条 甲は、乙からエステティックサービスを受けるに当たって、支払いの方法として、前払金の現金一括払い又は乙と提携するクレジット会社の立替払い等のなかから甲の希望する方法を選択できるものとします。
- 第4条 この契約の契約期間は、この書面の公布日より表面記載の「契約期間の日」までとします。契約期間の日を経過し、役務残がある場合は、甲乙協議の上、契約期間の延長ができるものとします。
- 第5条 乙は、エステティックサービスを行うに際し、事前に、甲に対し、同人が皮膚疾患等により治療中であるか、アレルギー体質であるか、薬を服用しているか、敏感肌性であるかその他エステティックサービスを受ける障害となる事由があるか否かを、聴取し、確認するものとします。
2. エステティックサービスの期間中に、甲が体調を崩したり、サービス部位に異常を生じた場合には、甲は直ちに、乙に対し、その旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちにエステティックサービスを中止します。また、その原因が乙に起因する疑いがある場合には、とりあえず乙の負担で、甲に医師の診療を受けていただく等の適切な処理を図ることにします。

- 第6条 甲は本契約を定める事項を記載した契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、書面又は電磁的記録(電子メール、FAX等、以後同文)により、入会金を含め契約を解除することができるものとします。
2. 前項の契約の解除が乙の責により妨害された場合は経済産業省令で定められた契約の解除が出来る旨を記載した書面の交付・説明を受けた日から8日間経過するまでは、前項の契約の解除ができるものとします。

- 第7条 前条による契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載をした書面を、乙宛てに発信した時に、その効力が発生するものとします。
- なお、甲は、クレジットを利用する契約の場合は、ただちに乙に契約の解除を申し出た旨をクレジット会社にも別途書面による通知をするものとします。

令和〇年〇月〇日、貴社(〇〇店)との間で締結した〇〇〇〇の役務契約について、約款第6条及び第7条の規定に基づき解除します。
なお、私が貴社に支払った代金の〇〇〇〇円を、下記銀行口座に振り込んでください。

〇〇銀行〇〇支店、普通預金口座〇〇〇〇号 口座名義人 〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日

契約者 住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇 印

住所 〇〇〇〇

〇〇会社 代表者 〇〇〇〇 殿

クーリング・オフ(契約解除)の文例▶

- 第8条 第6条による契約解除については、解約損料及び利用したサービスの対価は不要とし、乙は、甲から受領した前払金を金融機関の15営業日までにお振込により甲に返還するものとします。なお、前払金を返還する際の費用は乙の負担とします。

- 第9条 第6条に定める期間を経過した場合にも、甲は乙に申し出るにより契約を解除することができます。この場合、甲は、乙に対し、契約残額の10%(10%以内)の解約損料を支払うものとします。ただし、解約損料は、2万円を超えることができないものとします。解約損料には、初期費用も含むものとします。

- 第10条 甲が、前条により契約を解除した場合、乙は、すでに受領している前払金のうち、下記算式によって計算された精算金を契約解除の日から1ヶ月以内に甲に返還するものとします。ただし、精算金がマイナスの場合、甲は乙に対しその不足分を支払うこととします。

〔算式〕

精算金 = 支払総額 - (1回当たりの料金 × 利用回数) - 解約損料

クレジットの精算は、クレジット会社所定の方法によるものとします。

2. 前項の場合において、サービスを提供する場所の変更等、乙の都合によって甲がサービスを受けることが著しく困難になったことにより、甲が契約の解除をした場合には、乙は、甲に対し、前項の精算金の計算にあたり、解約損料を控除しないものとします。
3. 甲は、乙がクレジット会社の請求により精算上必要な範囲において甲の利用回数をクレジット会社に通知することを承諾するものとします。

- 第11条 甲の自己都合により、施術予約をキャンセルする場合、甲は乙に所定のキャンセル料を支払うこととします。

- 第12条 本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約に関して紛争が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決するものとします。

2. 本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。